

令和七年度入学試験問題

国

語

現代の国語・言語文化
(近代以降の文章)・
論理国語・文学国語
(近代以降の文章)

三問

令和七年二月二十五日

自 十二時三十分

至 十四時三十分

答案作成上の注意

- 一 この問題冊子には、現代の国語・言語文化（近代以降の文章）・論理国語・文学国語（近代以降の文章）の問題があります。総ページは二十二ページです。ただし、第十一ページ、第二十二ページは下書き用です。
- 二 解答用紙は一枚（表裏の二ページ）です。解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 三 受験番号は、解答用紙の所定の箇所に、必ず記入しなさい。
- 四 配付した解答用紙は、持ち出してはいけません。
- 五 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
- 六 この問題冊子の裏表紙には、試験時間中に机の上に置いてよいものを記載しています。

第一問 次の文章は島田潤一郎しまだじゆんいちろうの「大学の教室で」という文章の一節である。筆者は大学一年生の時に受講した「日本文学を考える」

という授業が面白かったので、翌年同じ先生による「文章表現」という授業に出席するようになった。受講生一〇人に満たないその授業で、筆者はその先生の指導を受けたり、同級生Hの書く小説や彼の勧める小説にも影響を受けたりして、小説を書くようになる。以下はそれに続くこの文章の後半部分である。これを読んで、後の問いに答えよ。



著作権保護の観点から、公表していません。

a
II

著作権保護の観点から、公表していません。

b

著作権保護の観点から、公表していません。

①

著作権保護の観点から、公表していません。

(略)

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

②

著作権保護の観点から、公表していません。

③

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

③

d
||

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

(島田潤一郎『長い読書』による)

⑥

注 黒井千次……一九三二年生まれの日本の小説家。

ミラン・クンデラ……一九二九年チェコスロバキア(現チェコ)生まれのフランスの作家。二〇二三年没。
感熱紙……熱を感知することで色が変化する紙。インクを使用せず印刷する際に使われる。

問一 二重傍線部 a と e のカタカナを漢字で書け。

問二 傍線部①「著作権保護の観点から、公表していません」とは小説に対するどのような考えか。説明せよ。

問三 傍線部②に「

著作権保護の観点から、公表していません。

」とある。若い頃は、クン

デラの指摘のどのような点に驚き、胸を打たれたのか。説明せよ。

問四

傍線部③に「著作権保護の観点から、公表していません」とある。「著作権保護の観点から、公表していません」のはなぜか。説明せよ。

問五

傍線部④に「著作権保護の観点から、公表していません」とある。「著作権保護の観点から、公表していません」以外に何をしようとしていたのか。説明せよ。

問六

傍線部⑤「著作権保護の観点から、公表していません。」とはどういうことか。説明せよ。

問七

傍線部⑥に「ある。筆者が」著作権保護の観点から、公表していません。「のほうを」著作権保護の観点から、公表していません。「理由は、筆者の考えをふまえるとどのように考えられるか。説明せよ。」

問八

傍線部「著作権保護の観点から、公表していません。」という言葉の「を、筆者はどのように捉えることになったのか。本文中にある次の四語のすべてを使いながら百五十字以内で説明せよ。」

人生 言葉 理解 記憶

A blank coordinate grid with x and y axes ranging from 0 to 30. The x-axis is labeled at 5, 10, and 15. The y-axis is labeled at 5, 10, 15, 20, 25, and 30. The grid consists of 30 columns and 30 rows of squares.

第二問

次の文章は、古谷田奈月「風下の朱」の一節である。駿足好打の二塁手として中学・高校の六年間をソフトボールに打ち込んできた女子学生の「私」（梓）は、大学入学後は別のことを始めようと考えていたところ、大学生協の前で上級生の「佐希美さん」から部員が三人しかない野球部に勧誘されて、練習場に連れていかれる。これを読んで、後の問いに答えよ。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

①

著作権保護の観点から、公表していません。

A

著作権保護の観点から、公表していません。

②

③

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

④

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

⑤

注 ソフトボール場……ソフトボールの競技場。ソフトボールは、野球とよく似た球技だが、野球と比べると、グラウンドが

狭い、使用球が大きくて重い、投手が下手投げを義務づけられている、などの違いがある。

ダートサークル……野球場でホームベースやバッターボックスを取り囲む円形の区画。

ダイヤモンド……ホームベース（本塁）と三つの塁に囲まれた部分。

鑿……木や石などを加工するのに使う工具で、刃と柄からなる。柄の頭を槌（ハンマー）でたたいたり、手で押したりして使う。

問一 傍線部①に「

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

「とある。「私」の感じた「心地」はどのようなものであつ

たのか。「著作権保護の観点から、公表していません。」の意味を明らかにしつつ、説明せよ。

問二

A

に入る擬態語は何か。文章全体をふまえて最も適切なものを、次のア～オの中から一つ選び、記号で答えよ。

ア どきりと

イ おろおろ

ウ かつと

エ わくわく

オ ほつと

問三 傍線部②に「

著作権保護の観点から、公表していません。

」とある。このときの「私」の心情

はどのようなものか。説明せよ。

問四 傍線部③に「

著作権保護の観点から、公表していません。

」とある。ここでは「同胞」とはどのようなことを示しているのか。説明せよ。

問五 傍線部④に「

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

」とある。

1 侑希美さんの「私」への「要求」について、初めはどのようなものだと「私」は認識していたか。最も適切な比喻表現を、本文中から漢字四字で抜き出せ。

2 「著作権保護の観点から、公表していません。」「槌」「鑿」の意味するところを明らかにしつつ、「私」が捉えている「侑希美さんの「私」への「要求」の内容を説明せよ。

問六 傍線部⑤に「

著作権保護の観点から、公表していません。

とある。ボールをもう「著作権保護の観点から、公表していません。」なくなった「私」の変化の経緯を、本文全体をふまえて、百字以内で説明せよ。

第三問

次の文章を読んで、後の問いに答えよ。

著作権保護の観点から、公表していません。

①

著作権保護の観点から、公表していません。

② 著作権保護の観点から、公表していません。

③ 著作権保護の観点から、公表していません。

④

著作権保護の観点から、公表していません。

(貴戸^{きど}理恵『「コミュ障」の社会学』による)

注 焼夷弾……建物を焼き払う目的で使う投下爆弾や砲弾。

問一 傍線部①に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。これは、台所のどのような状態を表現しているのか。説明せよ。

問二 傍線部②に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。筆者はどのような点に不自由さを感じているのか。説明せよ。

問三 傍線部③に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。「著作権保護の観点から、公表していません。」とは何か。本文中の表現を用いて説明せよ。

問四 傍線部④に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。これは、どのような状況を表現しているのか。六十字以内で説明せよ。

問五 傍線部⑤に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。なぜ

著作権保護の観点から、公表していません。と言えるのか。

本文の内容をふまえて説明せよ。

問六 傍線部⑥に「

著作権保護の観点から、公表していません。

」とある。筆者は、祖母の家で七日間生活した体験から

「著作権保護の観点から、公表」を考えるに至った。ここで言う「著作権保護の観点から、公表」とは何か。説明せよ。

下書き用（解答は、別紙の解答用紙に書くこと。ここに書いたものは、採点の対象にならない。）

5														
10														
15														
20														
25														
30														

試験時間中に机の上に置いてよいもの

- 本学受験票
- 大学入学共通テスト受験票
- 配付した問題冊子等
- 黒鉛筆（和歌、格言等が印刷されているものは不可）
- 鉛筆キャップ
- シャープペンシル
- 消しゴム
- 鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類は不可）
- 時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しにくいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマーや学習タイマー、大型のものは不可）
- 眼鏡
- ハンカチ
- 目薬
- ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）